

定住促進事業の手続きについて

① 交付申請書の提出（申請者⇒町）

交付申請時の提出書類と添付書類

- ☐ 河内町定住促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 誓約書（様式第 2 号）

※「申請者に代わり返還」する者の（下部の）署名欄は、申請者とは異なる方に署名願います

- ☐ 世帯全員の住民票（住民票謄本）の原本⇒町民課窓口
- ☐ 全部事項証明書（建物）（写しでも可とする）⇒法務局
- ☐ 「工事請負契約書」又は「売買契約書」の写し

新築の場合1,000万円以上（土地と建物）

中古の場合300万円以上（改修費込み）

- ☐ 購入した住宅の全景が確認できる写真（プリントアウト後のもの）
- ☐ 対象となる住宅の「①案内図」及び「②間取り図」
- ☐ 世帯全員の納税等を確認できる書類

河内町から課税等がされている場合、様式第 1 号に承諾があれば省略可とする
町外から転入される場合は転出前の市区町村が発行する納税証明書等

※納税がされた（＝滞納がない）ことの証明書が必要です。

課税証明書ではありませんのでご注意ください。

- ☐ 加算条件を証明する書類
 - ☐ 申請が可能な者が 2 名以上いる場合、申請者とならない者からの委任状
- ※該当するのは、共有の持ち分が同じ場合です。

（なお、持ち分が違う場合は、持ち分が最も多い方が申請者となります。）

- ☐ その他町長が必要と認める書類

② 補助金交付決定・却下通知書（町⇒申請者）

町に提出のあった申請書類の内容を審査して申請者に通知します。

③ 補助金交付請求書の提出（申請者⇒町）

河内町定住促進事業補助金交付請求書（様式第 4 号）

補助金交付請求書（様式第4号）の提出があってから、指定の口座への入金までは約3カ月程度を見込んでいます。